

# 教職員によるわいせつ事案の根絶に向けた提言

令和3年4月

神奈川県教育委員会  
わいせつ事案防止対策有識者会議

## 目 次

<b>第1 はじめに</b> ······	1
1 提言に当たって ······	1
2 会議の開催状況等 ······	2
<b>第2 これまでのわいせつ事案防止の取組に対する評価、改善等</b> ······	3
1 評価と課題について ······	3
2 改善等について ······	4
<b>第3 わいせつ事案発生防止のための新たな方策等</b> ······	5
1 発生原因等の分析について ······	5
2 わいせつ事案の発生の経緯と行為者の分類について ······	5
3 対応の方向性等について ······	6
4 具体の方策等について ······	7
[資料編]	
I 懲戒処分の状況 ······	11
II これまでのわいせつ事案防止の取組 ······	12
III 具体的な事例 ······	15
IV 会議設置要綱 ······	16

## 第1　はじめに

### 1 提言に当たって

人格形成上、極めて重要な時期にある児童・生徒を指導する立場にある教職員によるわいせつ事案<sup>\*</sup>は、被害者を深く傷付け、信頼を寄せている児童・生徒や保護者を裏切るもので、決して許されるものではない。

県教育委員会では、これまでも、教職員によるわいせつ事案の未然防止に向けて、様々な取組を行うとともに、行為者等に対し厳正に対処しているが、わいせつ事案は、毎年度5件から8件程度発生しており、残念ながら根絶には至っていない。

令和2年度には、管理職による電車内の中学生へのわいせつな行為や、校内での盗撮など、悪質な事案が発生しており、大いに憂慮すべき状況となっている。

こうしたわいせつ事案を起こした教職員は、日頃の職務には問題なく、また、児童・生徒や同僚の教職員への接し方で気になる点はなかったなど、不審な行動や、不祥事の兆候を未然に把握することができないことが多いことから、より実効ある取組を検討するためには、教職員の抱える心理状況や、行動を起こす原因の分析等が重要となる。

こうした状況を踏まえ、「わいせつ事案防止対策有識者会議」（以下「本会議」という。）では、本県で発生した具体的なわいせつ事案について、その発生原因や、県教育委員会の対応を分析した上で、既存の取組等を検証した。

さらに、発生原因の分析等を踏まえ、今後のわいせつ事案の発生防止に資する具体的な方策等について、専門的な見地から検討を重ねてきたところであり、ここでその検討結果を取りまとめ、県教育委員会教育長に対し提言するものである。

わいせつ事案の発生防止に特効薬はない中、県教育委員会においては、これまでの取組に改善等を加え、継続して実施することはもとより、併せて、提言に盛り込んだ方策の一つひとつをより効果的な取組として具体化し、着実に実施することを通じ、わいせつ事案を根絶するよう期待する。

本会議としては、この提言が教職員によるわいせつ事案の根絶に向けた一助となり、すべての教職員が「将来を担う子どもたちを育む」という崇高な使命と責任を自覚し、児童・生徒の心に寄り添い、誇りを持って職務に当たることを強く望むものである。

わいせつ事案防止対策有識者会議 委員一同

\* わいせつ事案：自校の児童・生徒及びそれ以外の者に対して、わいせつな行為が行われた事案（セクシュアル・ハラスメントを含む）

## 2 会議の開催状況等

### (1) 会議の設置（会議設置要綱 資料編IV参照）

#### ア 目的

教職員によるわいせつ事案の防止に資する方策等を教育長に提言する。

#### イ 所掌事項

- これまでのわいせつ事案の防止策の評価、改善
- わいせつ事案の発生防止のための新たな方策
- その他方策の検討に必要な事項

#### ウ 設置期間

令和3年1月28日～4月30日

### (2) 会議の開催

	年月日	議題
第1回	令和3年2月2日（火）	<ul style="list-style-type: none"><li>不祥事の発生状況とこれまでの取組の評価・課題</li><li>わいせつ事案の発生原因等の分析と対応の方向性等</li></ul>
第2回	2月12日（金）	<ul style="list-style-type: none"><li>第1回会議の議論の整理</li><li>具体的方策の検討等</li></ul>
第3回	3月29日（月）	<ul style="list-style-type: none"><li>第2回会議の議論の整理</li><li>具体的方策（方向性）と実施に向けた検討</li><li>提言案の検討等</li></ul>

### (3) 構成員

氏名	役職名
吉田 勝明	精神科医 横浜鶴見リハビリテーション病院院長 (神奈川県教育委員会委員)
大草 正信	臨床心理士 大草心理臨床教育相談室主宰、 神奈川県スクールカウンセラースーパーバイザー
飛田 桂	弁護士 ベイアヴェニュー法律事務所所属
柿本 隆夫	神奈川県市町村教育長会連合会会長 (大和市教育委員会教育長)
井坂 秀一	県立学校長会議議長 (神奈川県立柏陽高等学校長)

## 第2　これまでのわいせつ事案防止の取組に対する評価、改善等

### 1 評価と課題について（資料編Ⅱ参照）

県教育委員会では、これまで、わいせつ事案防止のため、全県立学校における「不祥事ゼロプログラム」の実施をはじめ、教職員の経験年数に応じた階層別研修の実施や、コンプライアンスマニュアルの作成などに取り組むとともに、懲戒処分の実施時には、県立学校長会議や市町村教育委員会との緊急会議を開催し、再発防止の徹底を図るなどの取組を進めてきた。

特に、継続的に発生しているわいせつ事案については、スクールセクハラアンケートの実施をはじめ、発生の端緒となる教職員と児童・生徒とのSNS等の利用禁止や、具体的な事案を題材とした啓発資料を使った校長と全教職員との個別面談の実施、更には懲戒処分の厳格化などに取り組んできたところである。

#### （1）評価

懲戒処分の件数は、平成18年度から実施している「不祥事ゼロプログラム」や階層別研修等の取組により、減少傾向となっていることから、これまでの取組については、一定程度の評価はできる。

一方で、わいせつ事案については、毎年度5件から8件程度、継続して発生していることから、これまでの取組については、改善を重ねながら継続して取り組むことはもとより、わいせつ事案の発生抑止に有効と考えられるあらゆる取組を実施していく必要がある。

加えて、令和2年度は、学校業務の遂行上、問題のない管理職や教職員が、何の兆候もなくわいせつな行為に及んだ事案が発生していることから、教職員の心理状況やわいせつ行為へと至る要因等の分析を踏まえ、より実効ある取組を検討し実施する必要がある。

#### （2）課題

これまでのわいせつ事案防止策に係る課題について、次のように整理した。

##### ア 教職員に対するより深い意識啓発

これまでの不祥事防止研修においては、教育公務員として法令遵守を徹底するよう指導しているが、今後は、単に「法令遵守」という表面的な指導だけでなく、児童・生徒に対するわいせつな行為等が禁止されている立法趣旨や、その背景まで踏み込んだ一層深い意識啓発と指導が必要である。

##### イ 教職員の倫理意識の保持、向上

教職員としての使命感や、専門職としての誇りは、わいせつ事案発生の歯止めになると考えられることから、教職員の使命感を高め、教職員としての自覚を一層促すことができるよう、その倫理意識の保持と向上させる取組の検討・実施が必要である。

## ウ 教職員の心理分析等の必要性

業務遂行上、何ら問題行動のない教職員については、外側からその内面を把握することは困難であることから、今後、わいせつな行為等に至った教職員の心理状況や、不祥事の兆候等について、専門的知見による分析と、これを踏まえた効果的な取組の検討・実施が必要である。

## エ 教職員の内面を把握する面談等の実施

校長等による面談について、これまでの実施方法では、わいせつな行為等の兆候等を未然に察知することが困難であることから、教職員の内面を把握するため、質問項目等について更なる工夫が必要である。

## オ 性に係る個人的資質への対応

わいせつ事案には、性欲や性癖等、個人の資質が原因となって発生しているケースがあることから、こうした事実があることを前提に、取組を検討・実施することが必要である。

## 2 改善等について

「1 評価と課題について」を踏まえ、これまでの取組について、改善等を要する点を次のとおり整理した。（資料編Ⅱ参照）

### (1) 研修等について

階層別研修等においては、児童・生徒に対するわいせつな行為等が禁止されている立法趣旨や、児童・生徒に与える深刻な被害等の具体的な内容を研修内容に加えるなど、教職員に対し、一層深い意識啓発と指導を行う必要がある。

### (2) 啓発資料等の作成・活用について

わいせつ事案発生防止のリーフレットについては、階層別研修等と同様に、児童・生徒に与える深刻な被害等の具体的な内容などを盛り込み、教職員に対し、一層深い意識啓発と指導を行う必要がある。

また、懲戒処分に際して、教職員の理解のため、事案発生の具体的な背景、経緯に関する情報提供をしているが、今後、専門的知見による分析を踏まえ、さらに不祥事に至る詳細な原因分析に基づいた指導上のポイントなどを加えるなど、一層の充実を図る必要がある。

### (3) スクールセクハラアンケートについて

現在、実施している「スクールセクハラアンケート調査」については、教職員への注意喚起や被害への迅速な対応等を強化するため、アンケートの内容や調査回数等を検討した上、一層効果的な取組となるよう工夫が必要である。

## 第3 わいせつ事案発生防止のための新たな方策等

### 1 発生原因等の分析について

本県で過去に発生した自校の生徒に対するわいせつな行為や盗撮など、具体的な事例（資料編Ⅲ参照）について、発生原因等を分析し、次のとおり整理した。

#### (1) 「児童・生徒に対するわいせつな行為は、その未成熟な状態を利用すること」になることについての教職員の理解不足

児童・生徒は、性行為等についての判断が未熟なことから、仮に同意があったとしても、教職員の行為は、その未成熟な状態を利用したことになること、また、被害者が被害と気づかないように行われてしまうことで、時間が経過した時に児童・生徒が深刻な影響を受ける等の実態について、教職員の理解が不足している。

#### (2) カウンセリングの専門知識等が不十分な教職員が相談等を行う際の児童・生徒との距離感の誤認や判断誤り

カウンセリングのトレーニングを受けていない教職員だけで、児童・生徒から心の問題や家庭環境等に係るプライベートな相談を受けることにより、教職員が児童・生徒との距離感を誤り、恋愛感情等が生まれ、わいせつな行為につながっている。

#### (3) 児童・生徒に対して指導的立場にある教職員の行動を抑止する仕組みや、教職員のサポート体制の不足

学校において、教職員は児童・生徒に対して指導的な立場にあり、相談等を受けた教職員のみで判断し、児童・生徒に対応することにより、わいせつ事案の発生に至っており、相談等への組織的な対応など、教職員個人の問題行動を抑止する仕組みや、教職員をサポートする体制が不十分な面がある。

#### (4) 性癖等の個人の資質

わいせつ事案を起こした教職員の中には、元々そうした行為を起こしやすい資質（性癖等）を抱えている者もいると考えられ、こうした教職員への具体的な対応方法等についての分析・検討が不十分である。

### 2 わいせつ事案の発生の経緯と行為者の分類について

わいせつ事案について、行為の発生の経緯等に着目すると、次の二つに分類される。

①児童・生徒に対する教育相談や指導の延長で発生している事案

②性癖等の個人の資質により発生している事案

また、行為者に着目すると、次の二つに分類される。

③児童・生徒との関わりが契機となりわいせつ事案を起こす者

④元々の資質として、性癖等を抑止できずにわいせつ事案を起こす者

### 3 対応の方向性等について

「1 発生原因等の分析について」及び「2 わいせつ事案の発生の経緯と行為者の分類について」を踏まえ、具体的方策等を検討する上で、対応の方向性等を次のとおり整理した。

#### (1) 未成熟な児童・生徒との関係性の理解促進 【(1)、①③】\*

わいせつ事案が発生する原因や背景について、教職員がより深く認識することで、行動の変容につながることが期待できることから、未成熟な児童・生徒との関係性などについて教職員の一層の理解を促すことが必要である。

\*【】は、P5に対応、以下同じ。

#### (2) 児童・生徒との適切な距離感の認識 【(2)、①③】

児童・生徒の心の問題や家庭環境等に係るプライベートな相談について、教職員だけで受けれることにより、児童・生徒との距離感を誤り、恋愛感情等が生まれやすいことについて、教職員の一層の理解を促すことが必要である。

#### (3) 児童・生徒指導における複数体制づくり 【(3)、①③】

児童・生徒への1対1の指導を契機に、わいせつ事案に至っている実態があることから、教育相談や指導の際には、他の教職員やカウンセラー等を交えるとともに、情報を適切に共有しながら対応する体制づくりが必要である。

#### (4) 教職員を組織的にサポートする体制づくり 【(3)、①③】

教職員が児童・生徒に係る課題を抱え込み孤立することがないよう、互いに協働し同僚性を十分に發揮していくため、校内に教職員を組織的にサポートする体制を整えることが必要である。

#### (5) 教職員が内面に抱える個人の資質（性癖等）の行動化の抑止 【(4)、②④】

わいせつ事案を起こしやすい資質（性癖等）を抱えている教職員に対しては、自分の資質を認識させ、行動を起こさせないような方策が必要である。

## 4 具体の方策等について

今後の取組について、これまでの取組については、「第2　これまでのわいせつ事案防止の取組に対する評価、改善等」を踏まえるとともに、毎年度検証を行うことにより、改善を重ねながら継続していく必要がある。

また、教職員等を対象とした新たな取組として、「第3　わいせつ事案発生防止のための新たな方策等」中の「1　発生原因等の分析について」、「2　わいせつ事案の発生の経緯と行為者の分類について」及び「3　対応の方向性等について」を踏まえて、次のような観点で検討を進めていく必要がある。

- (1) 教職員に求められる高い倫理感の保持・向上
- (2) わいせつ事案防止のための校内の環境（システム）の整備
- (3) 教職員を組織的にサポートする体制づくり
- (4) 再発（未然）防止を目的とした専門家との積極的な連携

以下に具体的な方策等（要旨）について示すが、これらについては、実施に向けた課題等に対処した上で、できる取組から速やかに実施するよう望むものである。

なお、教職員によるわいせつ事案を防止する観点から、児童・生徒に対して、発達段階に応じ、性的被害や自分が被害を受けた場合の対応等について理解を深め、自己の人权を守る意識を醸成する教育を行うことも、併せて求められる。

### (1) 教職員に求められる高い倫理感の保持・向上

教職員一人ひとりが、児童・生徒の教育を担う専門職としての使命感を自覚し、高い倫理感を持つことが、児童・生徒に対するわいせつ事案の抑止につながると考えられることから、教職員に求められる高い倫理感を保持、向上させるための方策が求められる。

#### [方策1] 教職員の倫理に関する指針等の策定

教育の専門家としての自覚、意識を高め、教職員としてのアイデンティティを確立するため、教職員の倫理に関する指針等を策定する。

実施に当たっては、指針等の内容を十分に検討することや、研修等を通じて、指針の内容の理解促進を図る必要がある。

#### [方策2] 教職員に対する研修の充実 ①映像資料の作成・活用【(1)・(2)】\*

児童・生徒に対応する際の適切な教育相談、指導のあり方を映像化し、研修等で活用する。

実施に当たっては、映像の内容について、具体的な教育相談、指導の場面を想定し、現場にマッチした資料とする必要がある。

\* 【】は、p6 の3 対応の方向性等の整理に対応、以下同じ。

#### [方策3] 教職員に対する研修の充実 ②性被害の影響について理解を深める研修等の実施【(1)・(2)】

児童・生徒が受けた性被害による深刻な影響等について理解を深める研修等を実施する。

実施に当たっては、専門家や関係団体等との連携による効果的な研修方法等や具体的な研修計画の検討が必要である。

## (2) わいせつ事案防止のための校内の環境（システム）の整備

教職員が、児童・生徒の教育相談や指導を1対1の関係の中で進める中で、わいせつな行為等に及ぶなど、学校の環境（システム）が要因となっている事案があることから、これらを防止する校内の環境（システム）の整備が求められる。

### [方策4] 教育相談、指導における留意事項の周知徹底【(2)・(3)】

児童・生徒との教育相談、指導において、スクールカウンセラー等の専門家を交えることや組織として対応に当たる必要があることなど、留意すべき事項を周知徹底する。

実施に当たっては、校種ごとに異なる相談体制の実態把握を行うとともに、教育相談、指導の内容等の教職員間での情報共有について、十分に検討する必要がある。

### [方策5] 学校内で不祥事を未然防止・早期発見するための体制づくり【(4)】

各学校において、不祥事防止等に関する教職員からの提案や意見を受け付け、その内容について検討する体制をつくる。

実施に当たっては、学校内での効果的な実施体制、方法等を十分に検討する必要がある。

## (3) 教職員を組織的にサポートする体制づくり

教職員が児童・生徒に係る課題を一人で抱え込んだり、ストレスを溜めることにより、本来持っている理性を弱めることがないよう、同僚性を高め、組織として適切な対応ができるよう、教職員を組織的にサポートする体制づくりが求められる。

### [方策6] 同僚性の醸成に向けた組織的な支援・相談体制の充実【(4)】

初任者等が業務上の課題やストレス等を抱え込まないよう、初任者指導員や管理職が連携し、組織的な支援・相談体制の充実を図る。

実施に当たっては、当該校の内外での情報共有等も重要であり、学校間での連携体制を併せて検討する必要がある。

## (4) 再発（未然）防止を目的とした専門家との積極的な連携

個別事案の詳細な分析に基づく再発防止策の検討や、教職員が問題行動を起こす前に専門機関に相談できるような方策を、専門的知見を有する者との連携により取り組んでいくことが求められる。

### [方策7] 臨床心理士等による個別事案の分析等【(4)・(5)】

わいせつ事案の行為者に対し、臨床心理士等による面談（ヒアリング）を実施し、不祥事に至る背景、経緯等を聴取し、専門的な見地から原因分析、再発防止対策等について報告を受け、再発防止の取組に反映する。

実施に当たっては、適任者を確保し、行為者の同意、実施時期、実施方法等について配慮するとともに、分析内容を踏まえた具体的な再発防止策の検討が必要である。

### [方策8] 「自分を見つめるチェックシート」の作成・活用【(5)】

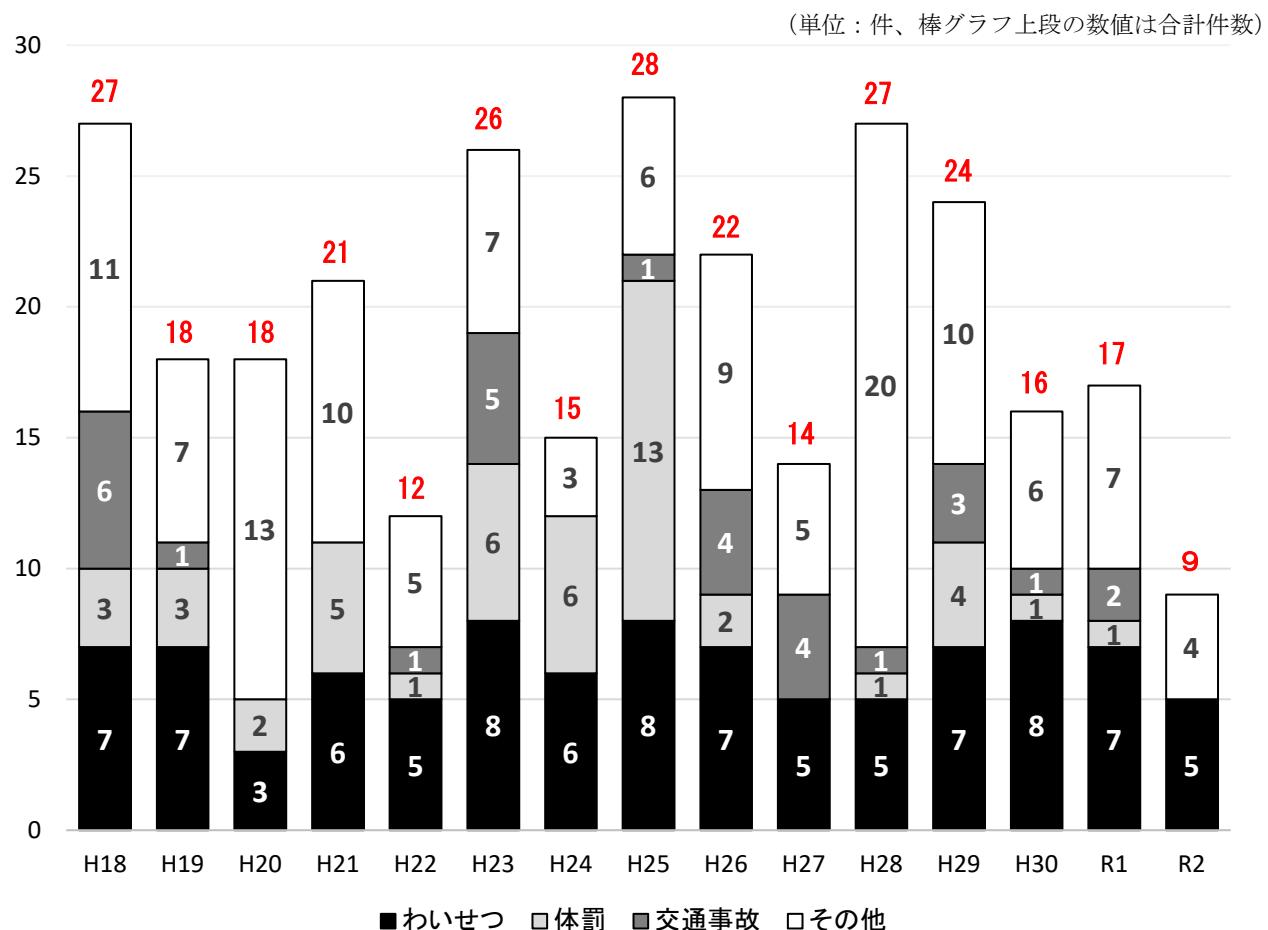
専門家の意見等を踏まえた、自分に問いかけ、考える質問事項を盛り込んだチェックシートを作成し、活用する。

実施に当たっては、心理状況を客観的に分析できるような質問項目を作成し、教職員に対する人権的な配慮とともに、チェック結果のフィードバックの方法や、必要に応じた専門機関によるカウンセリングの実施など、チェック実施後のフォローバック等についても検討が必要である。



## I 懲戒処分の状況

懲戒処分の件数は、平成 18 年度の 27 件から、令和 2 年度には 9 件と減少しているものの、わいせつ事案については、毎年度 5 ~ 8 件程度発生している。



※ 1 平成 28 年度の懲戒処分の件数 27 件には、入試選抜に係る事故による 16 件を含む。

※ 2 監督責任は除く。

## II これまでのわいせつ事案防止の取組

項目	概要	委員の評価・意見
<b>1 通年で実施している取組</b>		
(1) 不祥事ゼロプログラムの推進 (H18~)	○ 県立学校においては、「児童・生徒に対するセクハラ、わいせつ行為の防止」を必須課題として、毎年度研修等を実施	○ 教職員の気づきとなる取組を毎年継続することが大切。
(2) 行政事務調査・指導等の実施 (H11~)	○ 教育局職員が、各所属を巡回して、児童・生徒との適正な連絡方法の遵守、教科準備室等の状況（死角ができるいないか等）について調査・指導を実施（2年に1回）	○ 教職員の気づきとなる取組を毎年継続することが大切。
<b>2 研修等について</b>		
(1) 階層別研修における不祥事防止研修	○ 教職員に対し、具体的なわいせつ事案なども取り上げ、遵法意識の徹底など、教育公務員として求められる行動や意識啓発について指導	○ 法令遵守だけでなく、子どもに対するわいせつな行為等が違法とされている法令の趣旨や子どもに与える深刻な影響などについて、踏み込んで理解をさせることが必要。
(2) 校長等による個別面談の実施 (H30.7~)	○ 全教職員に対し、具体的なわいせつ事案に基づき、児童・生徒とのSNSの利用禁止等について、面接指導（リーフレット等活用）	○ 校長が教職員の状況を直接確認することで、事案の重大化の防止になる可能性があるので、継続すべき。 ○ 一人ひとりの教員に日常的に話をする機会を増やすことが必要。
<b>3 啓発資料等の作成・配付</b>		
(1) 不祥事防止リーフレットの作成 (H30.7~)	○ 具体的な事例を作成し、わいせつ事案を取り上げるなど、わいせつ事案防止に重点を置いた情報提供を実施	○ 法令遵守だけでなく、子どもに対するわいせつな行為等が違法とされている法令の趣旨や子どもに与える深刻な影響などについて、踏み込んで理解をさせることが必要。
(2) 不祥事の背景等の情報提供 (R元.9~)	○ 懲戒処分（わいせつ事案を含む）に際して、教職員の理解のため、校長へ処分事案発生の具体的な背景・経緯に関する情報提供	○ 事案が発生した具体的な背景などの情報提供があることで、教職員に対し、より具体性を持った指導ができている。
(3) 映像資料(DVD)による情報提供 (R元.10)	○ 不祥事を自分事として捉えることができるよう、盗撮事案を題材にした映像資料(DVD)を配付し、各学校で研修を実施	○ 映像資料はリアリティがあり、教職員の意識啓発に効果がある。

4 校内環境（ルール、施設環境）の整備		
(1) 児童・生徒とのSNS等利用の禁止の徹底 (H28.4～)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童・生徒とのSNS等の利用禁止</li> <li>○ 児童・生徒の連絡先（携帯電話番号、電子メールアドレス）の適正な取得・管理方法の徹底</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ SNSは有効なツールだが、危険性を持っている。再度徹底して見直していく必要ではないか。</li> </ul>
(2) 児童・生徒の連絡先の適正な取得・管理方法の徹底 (H28.4～)		
(3) 教科準備室等の適切な利用 (H30.7～)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 教科準備室での自校女子生徒への不祥事の発生を踏まえ、密室化の防止、管理職による日常的な巡視、施錠管理等の対策を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 教職員が児童・生徒と相談対応等をする場合には、密室でない場所で、複数対応を徹底する必要がある。</li> </ul>
(4) 教職員の私物端末（スマートフォン等）の適切な取扱いの徹底 (R3.1～)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 私物端末による盗撮行為等の防止のため、緊急対応等やむを得ない場合を除き、私物端末での児童・生徒の撮影を禁止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 教職員及び児童・生徒に対し、他人を撮影してはいけない理由等について理解を徹底する必要がある。</li> </ul>
(5) スクールセクハラアンケートの実施 (H18～(H25～毎年度))	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生徒及び教職員に対し、生徒が受けた被害の実態及び被害に対する生徒の具体的な対応、生徒が見聞きした被害の実態等についてアンケートを実施し、セクハラの実態を把握するとともに、事実確認及び被害に対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童・生徒が被害を訴える機会となり、教職員に対する抑止力、状況を悪化させない歯止めになる。</li> <li>○ アンケートの実施回数や方法については検討が必要である。</li> </ul>
(6) スクール・セクハラ相談窓口の設置 (H18～)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ スクール・セクハラ相談窓口（県立学校児童・生徒対象） ※ 専用窓口（県教委）、人権相談窓口（全校）に設置</li> <li>○ 教職員のセクシュアル・ハラスメント相談窓口（県教委）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童・生徒が被害を訴える機会となり、教職員に対する抑止力、状況を悪化させない歯止めになる。</li> </ul>
(7) 生徒及び教職員に対するセクハラ防止意識の啓発	<p><b>【生徒向け】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 啓発資料の作成・配付、アンケート実施時の啓発</li> <li>○ 相談窓口の連絡先が記載されたポスター掲示、カード配付</li> </ul> <p><b>【教職員向け】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ スクール・セクハラ啓発資料の作成・配付</li> <li>○ アンケート結果を掲載した啓発資料の作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 教職員や生徒に対し、セクハラなどに対する意識を啓発することが必要。</li> </ul>

## 5 その他のわいせつ事案を抑止する取組

(1) 「懲戒処分の指針」の改正等 ( H30.11 、 R2.4)	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 教育委員会として、わいせつ事案にはより厳正に対処している実情を明記</li><li>○ 自校児童生徒へのわいせつな行為、セクハラを原則として懲戒免職に限るとするなど、処分を厳格化</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 罰則を厳しくしても、一部教職員に対しては抑止となっていない。</li></ul>
--	---	--

### III 具体的な事例

---

#### 【事例 1】

県立高等学校の教諭は、自校の女子生徒 1 名に対し、勤務校階段において、キスをし、当該生徒の陰部を触った。

#### 【事例 2】

県立高等学校の教諭（臨時の任用職員）は、勤務校内において、自校の女子生徒 1 名に対し、動画撮影状態にしたスマートフォンを、スカート内に差し向け、下着等を盗撮した。

#### 【事例 3】

公立小学校の教頭は、走行中の電車内において、ドア付近に立っていた女子中学生 1 名に対し、当該女子の右手首付近に自らの股間を押し付けた。

#### 【事例 4】

公立中学校の教諭は、ホテル客室内において、女子 1 名に対し、18 歳に満たない児童であることを知りながら、現金の対償を供与する約束をして、児童買春をした。

#### 【事例 5】

県立高等学校の実習助手（臨時の任用職員）は、前任校の女子生徒 1 名に対し、SNS による私的なやり取りを行い、また、休憩施設において、性行為を行った。

## IV 会議設置要綱

### わいせつ事案防止対策有識者会議設置要綱

#### (設置目的)

第1条 教職員によるわいせつ事案の防止に資する方策等を教育長に提言するため、「わいせつ事案防止対策有識者会議」(以下「会議」という。)を設置する。

#### (所掌事項)

第2条 会議は、次の事項について、専門的知見から検討を行う。

- (1) これまでのわいせつ事案の防止策の評価、改善に関する事項
- (2) わいせつ事案の発生防止のための新たな方策
- (3) その他方策の検討に必要な事項

#### (設置期間)

第3条 会議の設置期間は、令和3年4月30日までとする。

#### (構成員)

第4条 会議は、精神科医、臨床心理士、弁護士、市町村教育委員会及び県立学校関係者等わいせつ事案の防止に関する専門的知見を有する者等から選定した者5名程度をもって構成する。

2 会議の構成員(以下「構成員」という。)の選任期間は、会議設置の日から令和3年4月30日までとする。

#### (座長)

第5条 会議に座長1人を置く。

- 2 座長は、構成員の互選により定める。
- 3 座長は、会議における意見を取りまとめる。
- 4 座長が不在のときは、あらかじめ座長が指名する者が代理する。

#### (会議の開催)

第6条 会議は、教育長が必要に応じて開催する。

2 教育長は、必要があると認めるときは、会議に構成員以外の者を出席させることができる。

#### (会議の公開等)

第7条 会議は、原則として公開とする。ただし、神奈川県情報公開条例第5条各号に該当する情報を取り扱う場合は、会議の決定により、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。会議資料についても、会議の公開に準じて取り扱うものとする。

#### (守秘義務)

第8条 構成員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

#### (庶務)

第9条 会議の庶務は、教育局行政部行政課が行う。

#### (雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和3年1月28日から施行する。